

第12次船員災害防止基本計画の策定について①

1. 船員災害防止基本計画の概要

- 船員災害防止基本計画は、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和42年法律第61号。以下「船災防法」という。)第6条の規定に基づき、**国土交通大臣が、5年ごとに、交通政策審議会の意見をきいて、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定め、公表**するもの。

(海上労働条約においても、締約国の義務として労使協議の上、自国を旗国とする船舶における職業上の安全及び健康の管理についての国内の指針を作成・公表することが定められている。)

- 昭和43年に第1次基本計画(昭和43年度～47年度)が策定されて以降、**現在は第11次基本計画(平成30年度～令和4年度)の最終年度**となっている。
- なお、上記基本計画の実施を図るため、船災防法第7条の規定に基づき、**国土交通大臣が、毎年、交通政策審議会の意見をきいて、毎年の船員災害の減少目標や具体的な対策等について定めた船員災害防止実施計画を作成し、公表**しなければならないこととされている。

2. 第11次船員災害防止基本計画(平成30年度～令和4年度)の概要

(1) 船員災害防止のための主な対策

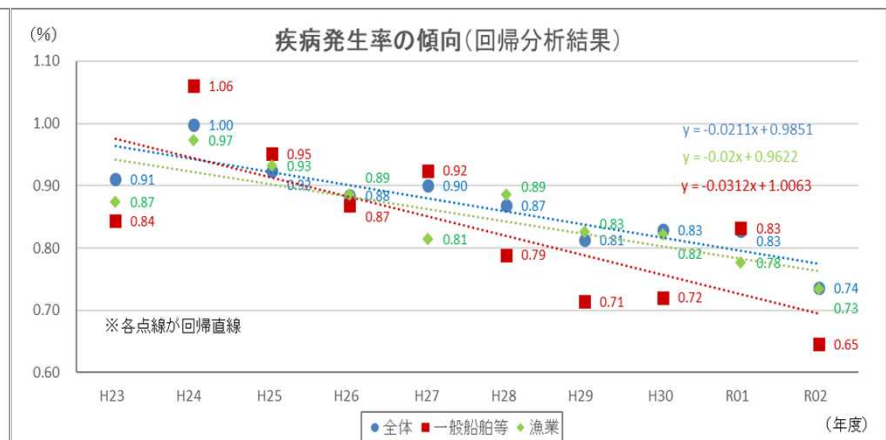
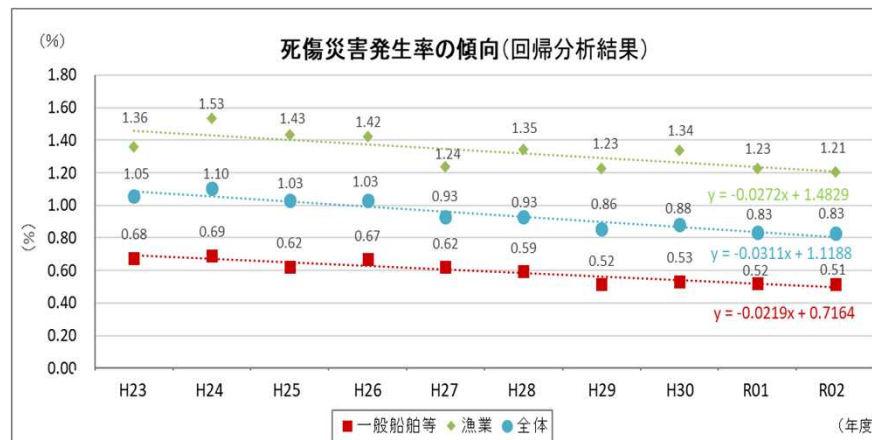
- ① 作業時を中心とした死傷災害防止対策(船舶所有者による作業環境改善、船員による作業時の安全確認遵守等)
- ② 海中転落・海難による死亡災害防止対策(船舶所有者による海中転落防止対策、船員による救命胴衣の確実な着用等)
- ③ 漁船における死傷災害対策(船舶所有者による荒天時の作業中止、手順書作成等、船員による保護具の着用等)
- ④ 年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病対策(高齢化による心身機能の変化等を踏まえた作業環境改善、健康増進等)
- ⑤ 生活習慣病等の疾病防止対策(船舶所有者による船員の疾病防止対策、船員による自身の健康管理等)
- ⑥ パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保(社内における方針・取組の周知・啓発、講習会への参加等)
- ⑦ その他の安全衛生対策(外国人船員への安全衛生対策、船内の安全衛生に関する取組の推進等)

第12次船員災害防止基本計画の策定について②

(2) 第11次基本計画における船員災害の減少目標とその達成状況

死傷災害及び疾病の発生率等について、第10次基本計画期間の年平均との比較による第11次基本計画期間の年平均の減少率を目標値に設定。現時点での達成状況は次のとおり。

			第10次	第11次			
			実績 (発生率等)	目標値 (減少率)	現時点の実績 (H30-R2年度) (発生率等)	(減少率)	達成状況 (H30-R2年度)
死傷災害	発生率 (%)	全体	0.95%	16%減	0.85%	11%減	68.0%
		一般船舶等	0.72%	14%減	0.63%	13%減	90.7%
		漁船	1.34%	11%減	1.26%	6%減	53.1%
	死亡・行方不明者数(人)	23人	20%減	20人	12%減	61.8%	
疾病	発生率 (%)	全体	0.88%	13%減	0.80%	9%減	68.7%
		一般船舶等	0.88%	14%減	0.81%	8%減	60.0%
		漁船	0.87%	11%減	0.78%	10%減	91.5%



3. 第12次船員災害防止基本計画(案)の概要

(1) 船員災害防止のための主な対策

- 第12次基本計画においては、最近の10年間においても死傷災害や疾病の発生率等が減少傾向であることから、**引き続き、これまでの取組を着実に実施**する。
- 船員の働き方改革を図るため、令和4年4月より、労務管理責任者の選任等を内容とする**船員の労務管理の適正化のための新たな制度**が施行され、加えて、令和5年4月より、**船員の健康確保に関する新たな制度**が施行されることから、これらの制度の**適切な実施を推進**する。
- 主な対策(新規のもの)は次の通りであり、**関係者が一体となって船員災害防止対策の積極的な推進**を図る。

<死傷災害防止対策>

○ 海中転落・海難による死亡災害防止対策

- ✓ 船舶所有者は、これまでの対策に加え、ハード・ソフトの両面からの海中転落の防止対策を推進。
- ✓ 知床遊覧船の事故を踏まえ、事故対策検討委員会の取りまとめを踏まえた対策を着実に実施。

○ 船舶の設備等ハード面での安全対策の推進

- ✓ 国土交通省においては、これまでのソフト面を中心とした対策に加え、ハード面の安全対策について、表彰制度の実施をはじめとして、効果的な対策の横展開等を行う。

<疾病防止対策>

○ 船員の健康確保

- ✓ 船舶所有者は、令和5年4月施行の船員の健康確保に関する新たな制度に基づく対策を着実に実施
また、労務管理責任者による適正な労務管理の実施等を通じて、船員の健康確保を図る。

○ ITを活用した健康管理等の推進

- ✓ 船舶所有者は、民間事業者によるITを活用した船員の健康管理や労働時間管理のシステムも積極的に活用し、効率的・効果的に船員の健康確保を図る。
- ✓ 国土交通省は、ITによる船員の健康管理等の活用事例やメリットの周知等を通じて、当該システムの普及を促進。

(2) 第11次基本計画における船員災害の減少目標(案)

- 死傷災害及び疾病の発生率等について、第11次基本計画期間の年平均と比較して、**第12次基本計画期間の年平均の発生率等を次のとおり減少**させる。

(なお、目標値の算定方法について、第11次基本計画から、下記のとおり変更)

- 第12次基本計画では、従来の目標に加え、**メンタルヘルス系疾病の発生件数に関する目標も設定**。

《第12次基本計画の目標(案)》

<死傷災害発生減少目標値>

		第12次目標値(案)	第11次目標値(参考)
発生率(%)	全体	11%減	16%減
	一般船舶等	13%減	14%減
	漁船	6%減	11%減
死亡・行方不明者数(人)		20%減	20%減

<疾病発生減少目標値>

		第12次目標値(案)	第11次目標値(参考)
発生率(%)	全体	9%減	13%減
	一般船舶等	8%減	14%減
	漁船	10%減	11%減
メンタルヘルス系疾病者数(人)		10%減	

《目標値の算定方法の変更概要》

<第11次基本計画>

- ✓ 直近4年間(H24年度～H27年度)の実績により回帰分析し、第11次期間内(平成34年度まで)の発生率等を予測。
- ✓ その上で、上記推計値も踏まえた、第10次期間の平均値と第11次期間の平均値の減少率を目標値として設定



<第12次基本計画(案)>

- ✓ 第10次期間の平均値と第11次期間(H30～R2年度の3カ年)の平均値を算出
- ✓ 上記両期間の平均値の減少率を目標値として設定

<参照条文>

○船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において「船員災害」とは、船員の就業に係る船舶、船内設備、積荷等により、又は作業行動若しくは船内生活によって、船員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

2・3 （略）

（基本計画）

第6条 国土交通大臣は、五年ごとに、交通政策審議会の意見をきいて、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（実施計画）

第七条 国土交通大臣は、毎年、交通政策審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた船員災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）を作成しなければならない。

- 一 船員災害の減少目標
- 二 船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類
- 三 船員災害の防止のための主要な対策に関する事項
- 四 その他船員災害の防止に関し重要な事項

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。